

第4章 取組の展開

- 基本目標1 誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり
- 基本目標2 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- 基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域づくり

第4章 取組の展開

基本目標1：誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり

取組1：福祉サービスの充実と利用促進



== 現状と課題 ==

◇ さまざまなニーズに対応した福祉サービスとその情報が求められています

- ・上尾市においては、社会全体における変化と同様に、少子高齢化、ひとり親世帯や高齢者のみ世帯の増加、要介護・要支援認定者や障害者手帳所持者の増加などが進んでいます。
- ・市民アンケート調査では、年代ごとに市民が必要とする福祉サービスが異なり、そのニーズに対応してさまざまな福祉サービスが求められていることがうかがえます。今後、高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉に対して、ますます多様な福祉サービスが求められると推測されます。
- ・出生率低下と子どもの減少は社会的な問題であり、少子高齢化の進行により、働く世代への負担が増加しています。少子化に歯止めを掛けるため、子育て支援や子育てで生じる経済的な負担軽減に向けた支援が求められます。
- ・市民アンケート調査では、地域でのより豊かな暮らしのために必要なものとして、必要な情報を入手できる体制の整備が挙がっており、福祉・保健に関わるさまざまな情報の充実が求められています。
- ・情報を提供するにあたっては、情報格差*に留意し、子育て世代には受け入れられやすいSNSを活用するなど、媒体や伝達方法を検討していくことが必要です。また、誰に相談したらいいのかわからないという人に対して、情報が届くようにしていくことが求められます。
- ・高齢化率の上昇に伴って、増加が予測される認知症高齢者に対しては、財産の管理など、権利を擁護するための支援が重要になってきます。

== 目指す姿 ==

利用者が求める福祉サービスを充実させ、わかりにくい福祉サービスは利用支援を行い、福祉サービスの情報が容易に得られるように工夫することで、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

権利擁護の体制を整備し、判断能力が不十分な人も安心して暮らせる地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
介護保険サービス利用者で在宅生活をしている高齢者の割合	76.3%	79.0%	高齢介護課
サービス等利用計画作成人数 (障害児・者)	2,832人	増加	障害福祉課
ファミリー・サポート・センター提供会員数	264人	増加	社会福祉協議会
市公式SNS登録者数	18,239人	28,000人	広報広聴課
社協公式SNS登録者数	未設置	増加	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援者数 (市長申立件数)	(高齢者) 8件	18件	高齢介護課
	(障害者) 1件	増加	障害福祉課
成年後見制度利用支援者数 (報酬助成件数)	(高齢者) 9件	18件	高齢介護課
	(障害者) 2件	増加	障害福祉課
成年後見制度相談件数	未実施	増加	社会福祉協議会

市の取組

(1) 福祉サービスの充実

取組	内容	担当
児童福祉サービスの充実	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援、多様な子育て支援サービスや保育・療育サービスの充実と環境の整備など、地域の子育て力の向上を図ります。 【子ども・子育て支援事業計画】	子ども支援課
障害者福祉サービスの充実	障害の特性やニーズに応じた給付・助成などの実施、福祉サービスの充実を進めるとともに、社会的自立の要望に応じた就労支援を図ります。 【障害者支援計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害福祉課
高齢者福祉サービスの充実	高齢者、要介護高齢者のニーズに対応し、介護保険サービス及び安心・安全、生きがい、健康に向けたさまざまな福祉サービスの充実を図ります。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢介護課
健康増進・保健施策の推進	生活習慣の改善、特定健診などの受診率向上、こころの健康づくり、介護予防の取組など、市民の健康増進・保健施策を推進します。 【健康増進計画・食育推進計画】	健康増進課
福祉サービスの質の向上	多様な福祉サービスへのニーズや相談に対応するため、職員や各種専門職に対する研修を実施するなど、資質向上と人材の確保に努めます。また、第三者評価機関による評価を受けるなど、福祉サービスの質の向上を図ります。	保育課 障害福祉課 高齢介護課

福祉関連施設の充実	各福祉分野の計画や施設マネジメントに基づいて、ニーズに対応するための施設整備や適切な管理運営を実施します。	保育課 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課
社会福祉法人の運営支援	社会福祉法人に対する監査・指導や助言を行い、法人運営の適正化と円滑な事業運営の確保を図るとともに、人材の育成・確保など、福祉サービス向上に向けて運営を支援します。	保育課 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課
ふるさと納税制度の活用	ふるさと納税や企業版ふるさと納税を、福祉の充実などに活用します。	行政経営課 財政課

(2) 情報発信体制の充実

取組	内容	担当
効果的な情報発信	目的や年代、ニーズを考慮し、広報媒体と速報性の高いソーシャルメディア*を活用します。また、ユニバーサルデザインに配慮するなど、わかりやすく効果的な情報発信に努めるとともに、「声の広報」や外国人市民向け多言語対応など、ニーズに対応した情報発信に努めます。	広報広聴課 市民協働推進課
福祉サービスや事業者情報の提供の充実	利用目的に応じて、福祉サービスやサービス提供事業者に関する情報のガイドブックや冊子を作成して、提供します。	子ども支援課 保育課 障害福祉課 高齢介護課 健康増進課
福祉サービスや制度周知の推進	市ホームページや「あげお市政出前講座」などにおいて、子ども・子育て支援、高齢者や障害福祉サービス、介護保険制度など、福祉サービスや制度に関する情報周知に努めます。	子ども支援課 障害福祉課 高齢介護課 保険年金課
地域での情報提供	自治会・町内会・区会や民生委員・児童委員などを通じた、地域での情報共有や提供(お知らせやチラシ)の充実を図ります。	福祉総務課 市民協働推進課

(3) 権利擁護の推進

取組	内容	担当
【重点項目】 成年後見制度 の利用促進	認知症や精神疾患などの理由により、判断能力が不十分な人が不利益を被ることなく安心して地域で暮らしていけるように、権利擁護に関する支援の必要な人を発見し、関係機関の相談窓口につなぐなど、早期に対応できるよう、地域の権利擁護支援体制の構築に努めます。また、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの中核となる機関（上尾市成年後見センター）を設置し、成年後見制度の広報・啓発、相談をはじめ、協議会の設置や、成年後見制度の利用促進（地域における権利擁護の担い手の養成や受任者調整など）、後見人支援などの機能を段階的に整備します。	福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課
成年後見制度 の利用支援	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立てにより成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援します。	障害福祉課 高齢介護課

社会福祉協議会の取組

取組	内容
福祉支援の人材育成及び環境整備	社協13支部に配置されているコーディネーターの人材の育成に努めていきます。また、各社協支部に設置されている支部拠点の整備を適時行い、地域住民が利用しやすい環境を整えます。
子育て支援サービスの充実	あげおファミリー・サポート・センターを運営し、保育所・習い事などの送迎や、子どもの預かりなどの育児援助を行う人（提供会員）と育児援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、地域の中での子育て援助活動を支援します。
きめ細やかな広報・啓発の推進	広報紙「あげお社協だより」（ボランティア情報ふれふれ合併）を、年3回発行し、ポスティングにより全世帯へ配布します。自治会未加入者にも福祉情報などをきめ細やかに伝えていくとともに、募金などの募集啓発も行っていきます。
情報公開手法の充実	積極的な情報の公開、住民への福祉サービスの一層の向上及び市民へのタイムリーな情報発信を目的として、市ホームページやSNSなどを活用し迅速な情報の提供とコンテンツの拡充を行うとともに、若い世代が関心を持つような講座内容の工夫や、申し込みし易い入力フォームの活用に取り組みます。
日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分な方の福祉サービスなどの利用について、情報の提供、生活費や日用品などの代金支払いなどに伴う預金の払い戻し、書類預かりも含めた支援を行います。

成年後見制度の相談・支援体制の充実	成年後見制度の利用の促進に関する法律により、市と連携しながら、成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた窓口を開設します。また、地域において、権利擁護のサポートが必要な対象者を把握して必要な対応を行う仕組みづくりを進めます。
-------------------	---

地域で取り組んでみましょう

【市民】

- ・福祉サービスの情報を積極的に収集し、自分に適した福祉サービスを選びましょう。
- ・判断能力が不十分になったときに備えて、権利擁護や成年後見制度について、理解を深めましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・回覧板などを活用し、制度や福祉サービスなどの情報を地域で共有しましょう。

【社会福祉法人・福祉団体など】

- ・研修などにより、職員の資質向上に努めましょう。
- ・第三者評価などを行い、サービスの質の向上に努めましょう。

【成年後見制度とは】

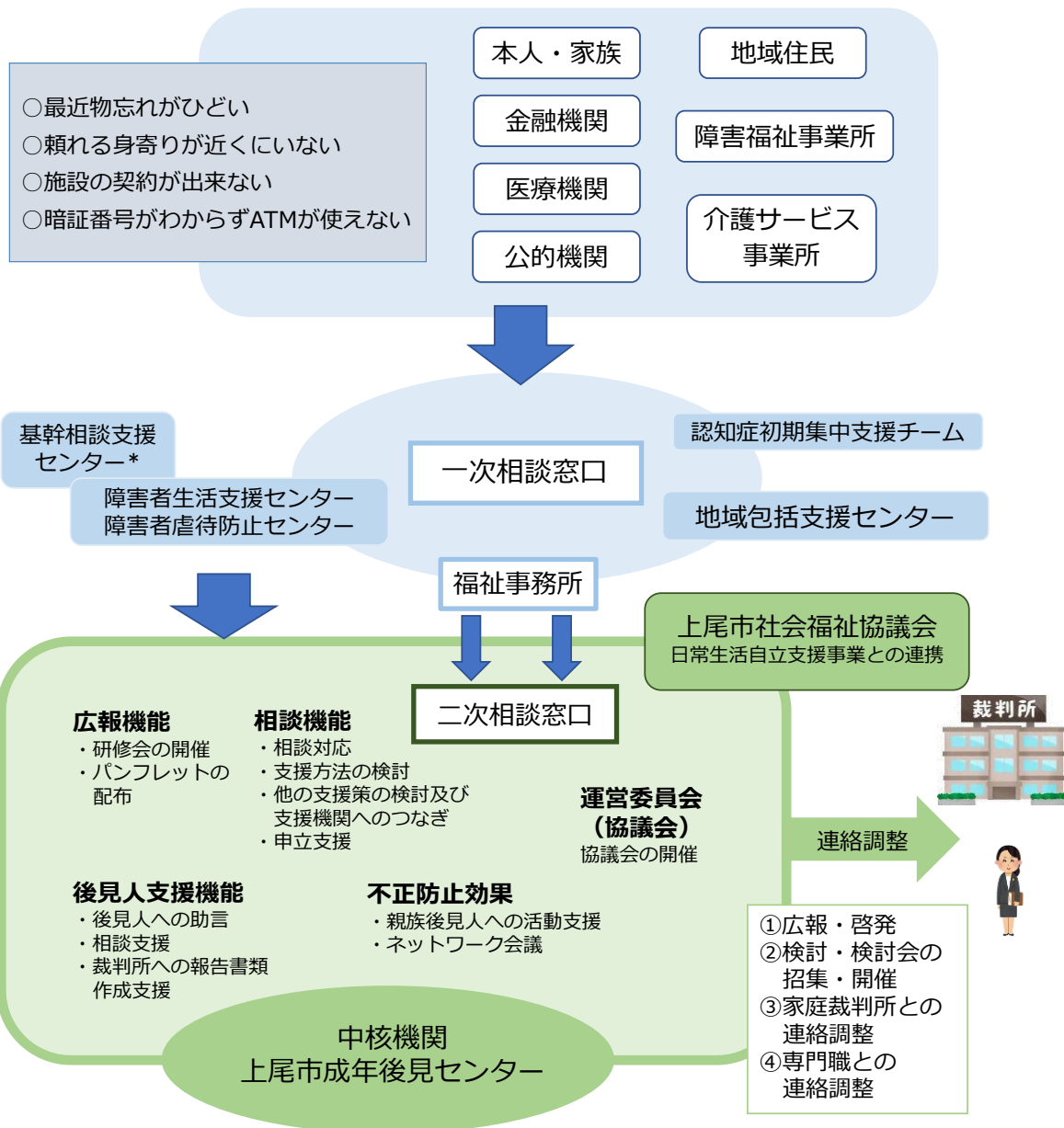
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断する能力が不十分な人は、介護・福祉サービスや医療機関の利用、または財産の管理などを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な人たちを法律で守り、支えるのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度があります。

任意後見制度	法定後見制度			
判断能力があるうちに	判断能力が不十分になったら			
あらかじめ本人が選んだ人に、本人の判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておきます。	本人の判断能力に応じて三つの類型があります。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">補助 判断能力が不十分</td> <td style="text-align: center;">保佐 判断能力が著しく不十分</td> <td style="text-align: center;">後見 判断能力がほとんどない</td> </tr> </table>	補助 判断能力が不十分	保佐 判断能力が著しく不十分	後見 判断能力がほとんどない
補助 判断能力が不十分	保佐 判断能力が著しく不十分	後見 判断能力がほとんどない		

【成年後見制度利用促進とは】

成年後見制度を必要とする人が円滑に制度を活用できるよう、制度の周知を図り、利用を支援するため、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの中核となる機関「上尾市成年後見センター」を設置します。成年後見制度の広報・啓発、相談をはじめ、成年後見制度の利用促進、後見人支援等の機能を段階的に整備します。

また、成年後見制度以外にも権利擁護に関する支援の必要な人を発見し、関係機関の相談窓口につなぐなど、早期に対応できるよう、地域の支援体制の構築に努めます。



作成：市高齢介護課

上尾市内における成年後見及び権利擁護支援等の相談体制の仕組み

取組2：すべての人を受け止める相談支援体制の充実



== 現状と課題 ==

◇ すべての人を受け止める相談支援体制の充実が必要です

- ・国民の意識、社会構造、経済状態などの変化に伴い、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化し、従来の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの分野別福祉サービスだけでは支援が届きにくいケースが増加しました。例えば、「8050問題」や「ダブルケア」、そして、さまざまな課題が重なって生活が困窮している世帯などです。
- ・課題を抱えた人が増えることにより、その人を支えるケアラー・ヤングケアラーの増加も見込まれます。
- ・市民アンケート調査では、地域でのより豊かな暮らしのために必要なものとして、日常生活に関する身近な相談窓口の整備が挙げられています。
- ・本市では、ひとり親世帯、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者や生活保護世帯が増加しており、国と同様に、市民が抱える課題の複合化・複雑化が懸念されます。さまざまな課題を受け止め、必要な福祉サービスや支援につなげられるように、相談窓口や支援体制を整備していくことが求められます。
- ・複合化・複雑化した課題を解決していくためには、各関係機関との連携の強化が求められます。
- ・抱える課題が複合化・複雑化している個人や世帯が、安定した生活を送れるように、生活、仕事、住まいなど、包括的な支援を進める体制を充実していく必要があります。
- ・日本経済の停滞や近年の感染症拡大の影響により、子どもの貧困の問題が大きくなっています。子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健康に成長できるよう、子どもやその家族に対する支援が求められます。
- ・埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2（2020）年3月に施行しました。「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える」ことが、条例の基本理念となっており、地域全体で、さまざまなケアラーが孤立しないように、支援が求められています。
- ・介護や世話は家族が行うのがあたり前という考えが根強くある一方で、核家族化や高齢者世帯の増加のため、ケアラーの負担は大きくなってきています。負担を抱えているケアラーの相談に応じ、負担を軽減する支援につなげることが必要です。

== 目指す姿 ==

市民の相談を受け止め、支援につなぐ体制の充実を図ることで、すべての人の困りごとを受け止め、支え合う地域を目指します。

個々の状況に合わせ、包括的な支援の充実を図ることで、さまざまな困難を抱える人や世帯が、安定した生活を送れる地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
福祉の総合相談窓口の設置	未設置	設置	健康福祉部
民生委員・児童委員相談支援件数	3,435件	維持	福祉総務課
社協13支部における相談件数	10,760件	15,000件	社会福祉協議会
地域包括支援センターにおける相談件数	57,253件	増加	高齢介護課
障害者生活支援センターにおける相談件数	13,372件	増加	障害福祉課
地域子育て支援拠点における 相談件数 (面接) (電話)	2,295件 313件	維持	子ども支援課
生活保護受給世帯の中学3年生の学習支援 事業利用率	43%	60%	生活支援課
生活困窮者に対する自立支援による就労・ 増収率	50%	60%	生活支援課

市の取組

(1) 包括的な相談支援体制の構築

取組	内容	担当
さまざまな相談窓口の周知	あらゆる人がより相談しやすくするため、各種相談窓口の周知・啓発を進めます。また、来庁や電話だけでなく、FAXや電子メール、オンライン、訪問などのさまざまな相談環境の充実を図ります。	子ども未来部 健康福祉部 市民生活部 学校教育部
【重点項目】 福祉の総合相談窓口の設置	支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、介護や認知症、障害、子育てなど、さまざまな困りごとについて、気軽に相談できる環境を整備します。	健康福祉部
地域包括支援センターの機能強化	高齢者の総合的な相談に応じる体制を強化するとともに、地域の関係機関との連携により、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。	高齢介護課
【重点項目】 基幹相談支援センターの機能充実	障害者とその家族が抱える問題を解決するため、関係機関の連携を図るほか、基幹相談支援センターの機能充実を図ります。	障害福祉課
【重点項目】 子ども家庭総合支援拠点などの相談体制の構築	育児、家族関係、貧困など、子育てについての複合的な問題を一体的に支援するため、相談体制を構築します。	子ども支援課 子ども家庭総合支援センター 発達支援相談センター

【重点項目】 ニート*・ひきこもりへの相談支援	ニートやひきこもりの子どもや若者、その家族の悩みの軽減を図るため、専門の相談員による相談や相談の内容に対応した関係機関への橋渡しを実施します。	子ども家庭総合支援センター
生活困窮者への相談支援	生活保護に至る可能性がある人の相談に応じ、仕事や住まいの確保など安定した生活に向けた支援を行います。	生活支援課 (くらしサポート相談窓口)
こころの健康相談の体制充実	思いつめる前にいつでも気持ちを吐き出せるように、24時間受付可能な相談窓口やオンライン・SNS相談などの環境を整備するとともに、適切な支援につなげられる相談体制の充実を図ります。	健康増進課
青少年・児童生徒相談の充実	専門の相談員による電話や面談を通じた少年相談を実施し、青少年の非行・不良行為の抑制に努めます。また、不登校・いじめ・発達などに課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図ります。	青少年課 教育センター
市民相談室の実施	市民相談・行政相談・弁護士相談など、各種相談を実施します。	市民協働推進課
人権・女性のための相談推進	さまざまな人権問題についての相談、DV*相談、女性のための相談を実施します。	人権男女共同参画課
地域での相談体制の充実	地域の身近な相談相手として住民の相談に応じ、関係機関につなぐ役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。	福祉総務課

(2) 関係機関との連携

取組	内容	担当
地域包括ケアシステムの推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係団体との連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	高齢介護課
障害者支援の推進	障害者とその家族が抱える問題を解決するため、障害者生活支援センター、身体障害者・知的障害者相談員などとの連携強化を図ります。	障害福祉課
子育て支援体制の充実	地域子育て支援拠点などの関係機関のネットワークを強化し、地域の子育て支援体制の充実を図ります。また、主任児童委員や家庭児童相談員などの関係機関が連携して子育て支援に取り組めるよう支援を図ります。	子ども支援課 子育て支援センター

庁内及び関係機関との連携強化	庁内関係所属との情報共有と連携強化を図ります。また、警察や医療機関など、関係機関との情報共有と連携体制の強化を図ります。	子ども支援課 子ども家庭総合支援センター 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課 健康増進課 人権男女共同参画課
----------------	--	--

(3) 困難を抱える人への支援

取組	内容	担当
生活困窮者への支援	さまざまな理由で生活が困窮した人に対し、関係機関と連携を図りながら、住まいや就労支援、相談支援、子どもの学習支援など、生活困窮者自立支援制度に基づく安定した生活に向けた包括的な支援を行います。	生活支援課 (くらしサポート相談窓口)
生活保護受給者への支援	生活保護から脱却して自立した生活を続けられるように、生活保護受給者のそれぞれの実態に応じて、生活支援、就労支援、資格取得支援などを行います。	生活支援課
【重点項目】 子どもの貧困対策の推進	子どもが生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策を推進します。 【子どもの貧困対策計画】	子ども支援課
ひとり親家庭への自立支援	児童手当・児童扶養手当の支給や医療費の助成、就業のための教育訓練などへの助成、母子・父子自立支援員による相談など、ひとり親家庭が安定した生活を送るための支援を行います。	子ども支援課
就学・進学などに対する支援	学用品費などの援助や入学準備金、奨学金の貸付などを行い、経済的な理由により就(修)学・進学が困難な児童生徒や学生を支援します。また、外国人児童生徒の就(修)学機会を確保し、日本語の習得や生活文化への適応を支援します。	教育総務課 学務課
自殺対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援を推進します。 【自殺対策計画】	健康増進課
ケアラーへの支援	介護や看護、日常的な世話など、負担が大きくなっているケアラーに対し、ショートステイやデイサービスの活用、子どもの保育・療育サービスの活用を促進するとともに、福祉サービスの充実や情報の周知を進め、関係所属・機関と連携して支援にあたります。	子ども未来部 健康福祉部 市民生活部 学校教育部

社会福祉協議会の取組

取組	内容
生活相談と支援活動の推進	日常生活上の心配ごとを抱える住民の相談を受け止め、必要に応じて関係者へつなぐなどの支援をします。来所が困難な方には、地域に出向き直接相談に応じます。また、社協13支部の拠点において「福祉初期相談の窓口」を開設し、支部のコーディネーターが相談者の困りごとに初期対応したのち、世帯としての課題を把握しながら「要支援者」と「その方を取り巻く地域住民」「関係機関」とをつなぎます。
低所得世帯などに対する貸付相談支援	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、その世帯の安定した生活と経済的自立のため、一時的な資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、被（要）保護者及び生活困窮者自立支援事業契約者に対し、世帯の当座の生計の維持のため、資金の範囲内で緊急に必要な生活資金の貸付を行います。

地域で取り組んでみましょう

【市民】

- ・市や地域の相談窓口について把握し、困りごとがあれば一人で悩まずに、気軽に相談窓口を利用しましょう。
- ・近所で困っている人がいたら、相談窓口の利用を勧めましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・気軽に悩みや不安を話せる雰囲気づくりを図りましょう。
- ・地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにつなげましょう。

【民生委員・児童委員】

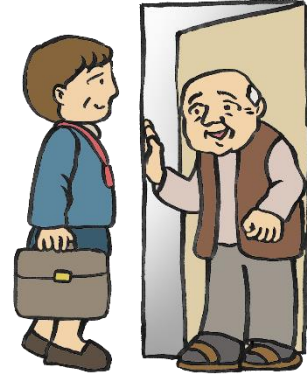
- ・地域で困っている人がいたら、相談に乗り、市や関係機関につなげましょう。

【社会福祉法人・福祉団体など】

- ・地域包括支援センターなど関係機関との連携を図りましょう。
- ・困難を抱えている人がいたら、相談機関や必要な支援へつなげましょう。

【民生委員・児童委員】、【主任児童委員】

民生委員・児童委員は「地域の身近な相談相手」です。高齢者や障害者、子育て中の人などで、地域で生活に困っている人の相談にのり、福祉サービスの情報提供や地域での見守り、必要に応じて適切な関係機関につなぐ役割を担っています。また、民生委員・児童委員の中には、育児の悩みや子どもの不登校など、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。本市では、10地区の民生委員・児童委員協議会があり、300人を超える委員が各地区に所属し、それぞれの担当地域で活躍しています。



福祉に関する困りごとがあるときは、一人で悩まないでお気軽に民生委員・児童委員にご相談ください。民生委員・児童委員には、相談内容の秘密を守ることが法律上義務づけられていますので、安心してご相談ください。

なお、お住いの地域の民生委員・児童委員がわからない場合は、市福祉総務課までお問い合わせください。

【生活困窮者支援】

生活困窮者支援体制【生活支援課（くらしサポート相談窓口）】

- ① 相談者からの直接受付のほか、市民、自治会・町内会・区会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などから連絡、情報提供を受け、対象者へ連絡・訪問します。
- ② 生活支援課（くらしサポート相談窓口）にて必要な支援を把握します。
- ③ 相談者同意のもと、生活困窮者支援を行う社会福祉施設や上尾市社会福祉協議会と連携し、情報を共有します。
- ④ 生活支援課（くらしサポート相談窓口）にて支援プランを作成します。
- ⑤ 支援プランに基づき、支援を実施します。

<主な支援内容>

【生活困窮者支援を行う社会福祉施設（彩の国あんしんセーフティネット事業）】

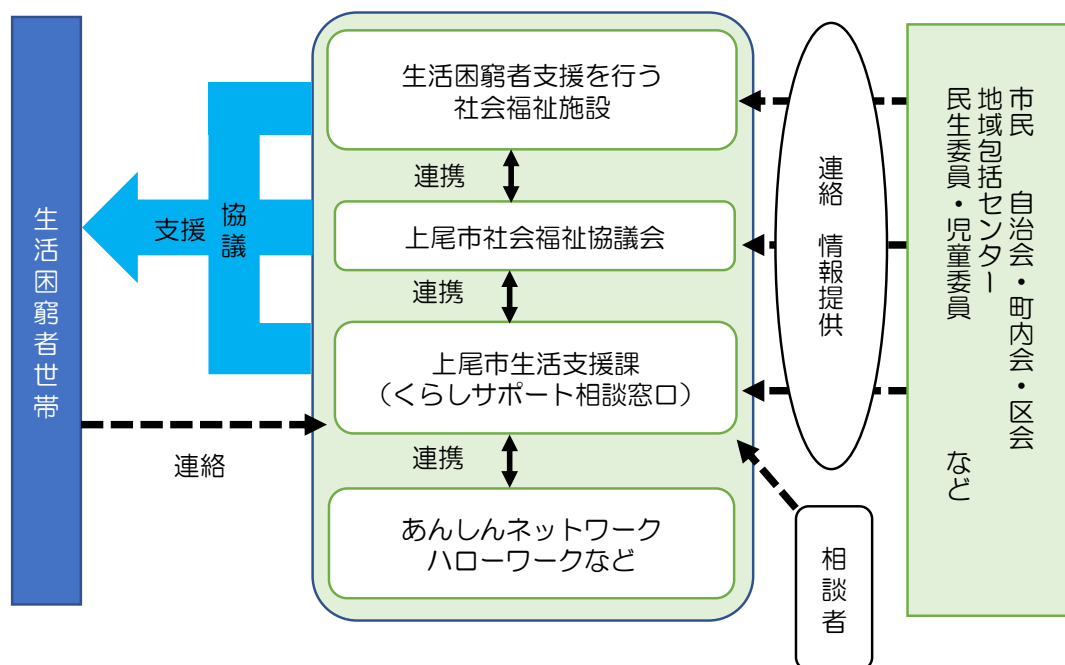
- 担当相談員の訪問により、緊急的な経済支援として、食材の買い物や電気・ガスなどの支払いを、相談員が本人と同行して行います。

【上尾市社会福祉協議会】

- 「貸付相談支援事業」を実施します。

【生活支援課（くらしサポート相談窓口）】

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、就労などを支援していく「自立相談支援事業」を行います。
- 離職や収入の減少により住宅を失うおそれのある場合、一定期間、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給します。



生活困窮者支援連携体制図

基本目標2：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

取組3：外出しやすい環境づくり



== 現状と課題 ==

◇ 誰もが外出しやすい環境づくりが求められています

- ・建築物や道路・公園などに存在するバリアを取り除く、バリアフリー化を進めることが必要であるとともに、年齢や障害の有無などに関わらず、初めからすべての人が利用可能なデザインであるユニバーサルデザインを取り入れる考えが広まっています。
- ・市民アンケート調査では、地域でのより豊かな暮らしのために、買い物がしやすい環境づくり、道路や建物のバリアフリー整備などの要望が挙がっています。また、安心・安全に暮らしていくために、防犯に関する要望が挙がっています。
- ・免許を返納する高齢者が増加しており、買い物や通院などで移動に困難を伴う市民が増えています。また、市民アンケート調査では、バスの本数や利便性について、改善の要望が多く挙がっています。

◇ 誰もが笑顔で暮らすために「心のバリアフリー」の一層の啓発が必要です

- ・高齢者や障害者、乳幼児を連れた人、外国人など、さまざまな心身の特性や考え方を持つ誰もが笑顔で暮らせるようになるためには、物理的なバリアを取り除くこと以外にも必要なことがあります。心無い言葉、差別など意識上のバリア、点字や手話通訳のない広報など文化・情報面でのバリア、制度的なバリアなどについて知り、取り除いていくことです。どのようなバリアがあるのか、お互いの人権を大切にして、理解し合い、支え合いながら生きていくにはどうしたらよいかについて、市民が考える機会を充実させることが重要です。

== 目指す姿 ==

市全体でバリアフリー化・ユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、外出したい人の移動の支援を充実させ、高齢者、障害者に限らず、誰もが快適に暮らせる地域を目指します。

差別意識や偏見の解消と環境改善に取り組み、「心のバリアフリー」が実現された、誰もがともに尊重される地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
住宅改修給付件数（高齢者）	540件	550件	高齢介護課
手話講習受講人数	－（※）	30人	障害福祉課
市内循環バス“ぐるっとくん”の利用者数	344,353人	480,000人	交通防犯課
市内循環バス“ぐるっとくん”の利用者数 （介助・障害者）	40,706人	56,740人	交通防犯課
訪問型サービスD（移動支援）	1団体	3団体	高齢介護課
短期車いす貸出件数	130件	150件	社会福祉協議会

（※）新型コロナウイルス禍で未実施

市の取組

（１）バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

取組	内容	担当
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの環境整備推進	公共施設、公共交通機関などにおいて、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進します。また、放置自転車対策などにより、快適に生活できる環境整備に努めます。	施設課 交通防犯課 都市計画課 みどり公園課 道路課
バリアフリー化（住宅改修）への支援	介護を必要とする人や重度障害者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修費用を助成します。また、要件に該当するバリアフリー改修工事を行った住宅に対して、翌年の固定資産税を減額するなどの支援を行います。	資産税課 障害福祉課 高齢介護課
コミュニケーションの支援	「声の広報」など、市からの情報発信の工夫を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション手段の拡充に努めます。	広報広聴課 障害福祉課
「心のバリアフリー」の意識啓発	障害者差別解消法や上尾市手話言語条例の普及啓発を図るほか、上尾市人権尊重都市宣言に基づき、男女・犯罪被害者・犯罪を起こした人の社会復帰・感染症など、社会のさまざまな差別意識や偏見の解消を図るため、イベントや研修・講座などによる啓発に取り組みます。	障害福祉課 人権男女共同参画課 生涯学習課
幼児期からの「心のバリアフリー」の推進	障害のある児童と保育園児との交流保育を充実させ、共生を育みます。	発達支援相談センター

インクルーシブ教育*の推進	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べる教育の推進と環境整備を行い、互いの自立や社会参加の促進と啓発を図ります。	指導課
---------------	---	-----

(2) 移動手段の確保

取組	内容	担当
市内公共交通網の充実	市内循環バス“ぐるっとくん”は、利用者のサービス向上を図りながら、効率的・効果的な運行に努めます。また、市内の地域公共交通については、路線を維持しつつ、さらなる利便性向上を図れるよう、検討を進めます。	交通防犯課
移動支援の充実	障害のある方の移動を援助するための助成や高齢者の移動支援実施事業者の確保など、移動支援サービスの充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護課 交通防犯課

社会福祉協議会の取組

取組	内容
外出支援事業の実施	1人での外出が困難な障害のある方で支援が必要と認められた方に、外出（通院、官公庁、余暇活動など）する際の必要な援助を行います。
福祉機材の貸し出し（車いす貸出など）	制度を利用できない方や急を要する対応が必要な方などに対して、社協13支部拠点など相談者の身近なところで、車いすの短期無料貸出（原則2週間以内）を行い、市民の外出機会の増進を図ります。
福祉車両の運行	身体障害者手帳を所持し、常時車いすを使用している方が、通院や公的機関への手続きのため外出する時に、車いすを使用した状態で乗降できるリフト付車両「ふれあい号」の運行管理を行い、対象者の外出機会の増進を図ります。
福祉車両の貸し出し	余暇などの外出に車いすを必要とする方に対して、車いすを使用した状態で乗降できる車両「あゆみ号」の無料貸し出しを行い、対象者の外出機会の増進を図ります。
コミュニケーション支援の実施	聴覚障害者などの社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者の派遣を行います。また、聴覚障害に対する理解促進と支援者の養成を目的とした手話講習会を実施します。

【市民】

- ・歩行者の妨げとならないよう自転車は決められた場所に置くなど、身近なバリアフリーを心がけましょう。
- ・差別意識をなくす「心のバリアフリー」について、理解を深めましょう。
- ・近所で困っている人がいたら、ごみ捨てや買い物の際に声をかけるなど、できる範囲で手助けしましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・隣近所や地域で声をかけあって、困っている人をできる範囲で手助けしましょう。

【社会福祉法人・福祉団体など】

- ・市の計画などに基づきながら、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を図りましょう。

取組4：地域防災・地域防犯の推進



== 現状と課題 ==

◇ 防災への関心は高いものの、防災活動へ参加する人は増えていません

- ・近年、全国で大型台風や豪雨による自然災害が増加しており、地域でも自主防災の意識を持って対策に取り組むことが必要です。
- ・市民アンケート調査では、地域における防災機能の強化への取組に対して、重要と考えている人が多い一方で、取組の実施状況への満足度は低くなっており、防災は優先で進めるべき取組となっています。
- ・地域の防災訓練に参加している人は、約14%と低く、前回のアンケート調査から変化していません。また、自主防災組織（自治会・町内会・区会などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織）に入っている人も約27%と低く、やはり前回のアンケート調査から変化していません。また、自主防災組織に入りたいかについては、「いいえ」と答える人が約32%となっており、前回から約8%増えています。防災に対する意識を向上させ、地域の防災活動への参加につなげていくことが必要です。
- ・市民の身近な地域における課題として、「緊急時や災害時の対応体制がわからない」ことが挙げられており、緊急時などの対応体制の周知が必要です。
- ・市民が身近な地域の人から受けてほしい手助けや支援として、「緊急時の手助け」が1位、「防犯のための巡回」が2位となっています。安心・安全な暮らしのためには、防犯の取組も重要となっています。

== 目指す姿 ==

市民の関心が高い地域防災に関して、防災意識の向上をはじめとして、避難行動要支援者*の避難体制整備、福祉避難所*の拡充など、多面的な取組を進めるとともに、防犯活動についても体制の充実を図ることで、安心・安全な地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
地域防災訓練の実施率	94% (平成31年度)	100%	危機管理防災課
避難支援等関係者への名簿情報・個別避難計画の提供に係る避難行動要支援者の同意件数	— (システム整備)	30件/年	危機管理防災課
福祉避難所数	32箇所	42箇所	危機管理防災課
災害ボランティア育成人数(累計)	97人	200人	社会福祉協議会
市内における刑法犯認知件数	1,318件	1,000件	交通防犯課
消費生活相談件数	1,628件	維持	消費生活センター

市の取組

(1) 地域防災力の向上

取組	内容	担当
的確な情報提供と情報伝達体制の整備	防災・防犯に関する情報提供を充実させ、災害時などの緊急時においても、正確で素早い情報提供に努めるとともに、防災行政無線や河川監視カメラの維持管理、市ホームページやSNSなどの情報伝達手段の整備と体制強化に努めます。	危機管理防災課 交通防犯課 河川課
防災・防火意識の啓発	市広報や市ホームページ、「あげお市政出前講座」などを通じて、市民に広く防災知識を普及し、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に努めます。また、効果的な防火意識の普及・啓発に向け、火災予防運動や小学生を対象とした体験学習など、啓発の取組を継続的に実施します。	危機管理防災課 予防課
適切な避難行動の啓発	市民が適切な避難行動を行えるように、洪水ハザードマップや市ホームページなどにより浸水リスクなどの周知・啓発を進めます。また、障害を持つ人の緊急災害時の対処・避難方法などのマニュアル化、防災パンフレットやヘルプカードの作成・配布、市ホームページを通じた周知・啓発を実施します。	危機管理防災課 障害福祉課 高齢介護課
防災教育の推進	地域防災を担う次世代の人材育成に向け、防災士協議会と連携し、防災集会やマイ・タイムライン学習会を行うなど、学校における防災教育の取組を進めます。	危機管理防災課 学校保健課

防災訓練や避難所開設訓練などの実施	危機管理体制の充実・強化を図るため、防災訓練などを通じ防災意識の高揚と知識の向上に努めるとともに、関係機関などとの連携強化を進めます。	危機管理防災課
自主防災組織の育成支援	地域防災力の向上に向け、自主防災組織が行う訓練や必要資機材購入の補助など、地域防災組織の活動を支援するとともに、地域防災を担う次世代の人材確保に向け、市広報や市ホームページなどで自主防災組織の必要性や加入に係る啓発を継続的に実施します。また、地域の防災リーダー育成に向け、防災士の資格取得補助や防災士協議会の活動を支援します。	危機管理防災課
避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備	避難行動要支援者システムの活用などにより、避難行動要支援者の迅速な避難支援に向けた資料の作成及び避難支援などの関係者（自主防災会、民生委員・児童委員）への配布（同意された方のみ）を進めるとともに、避難支援などの関係者への名簿情報・個別避難計画の提供に係る避難行動要支援者の同意や、避難支援などの関係者の拡充に努めます。	危機管理防災課 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護課
福祉避難所の拡充	災害時に、他の避難者との共同生活が難しく、介護などが必要な方に対しては、協定を締結している施設の応援協力により福祉避難所への入所を案内するため、引き続き市内の社会福祉施設との協定締結の拡充に努めます。	危機管理防災課

(2) 防犯活動の推進

取組	内容	担当
防犯意識の啓発	防犯キャンペーンなどの実施により、防犯情報の提供と意識啓発に努めます。	交通防犯課
防犯活動の担い手育成	市民の自主的な防犯活動を活性化するため、自主防犯ボランティアを育成、支援します。	交通防犯課
犯罪抑止力の向上	警察などの関係機関や防犯関係団体との連携促進などにより、犯罪抑止力の向上を図ります。	交通防犯課
犯罪防止活動への支援・協力	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助ける保護司会の活動を支援します。また、保護司会と協力して、市民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。	人権男女共同参画課
空家等対策の推進	適切な管理が行われていない空き家などの所有者に対する働き掛けを行い、地域住民の生活環境維持に努めます。	交通防犯課
地域の防犯体制の強化	メールなどによる防犯情報の提供、学校安全パトロールなどの見守り活動により、地域や保護者と協力し防犯活動を推進します。	交通防犯課 学校保健課

消費者相談体制の充実	関係機関や消費者団体と連携し、多様で幅広い年代に拡大した消費者トラブルについて啓発するとともに、市広報や市ホームページ、SNSなどによる情報提供に努めます。また、福祉団体などと連携した見守り活動を展開します。	消費生活センター
青少年の非行などの抑制	青少年の非行・不良行為の抑制のため、補導活動や啓発活動などを推進します。	青少年課

社会福祉協議会の取組

取組	内容
災害時に対応するボランティア体制の整備	災害時において、被災状況の把握やボランティアの受け入れ、調整などを行う災害ボランティアセンター*が機能するように、立ち上げ訓練を行うとともに、被災者の生活復旧を支援するボランティアを養成する講座の開催など、体制を整備します。また、災害時におけるボランティア団体などとの連携を図るため、日頃から情報共有に努めます。

地域で取り組んでみましょう

【市民】

- ・地域の防災訓練や自主防災組織に参加しましょう。
- ・非常持ち出し品や避難場所、避難経路、避難方法などを確認しておきましょう。
- ・登下校の見守り活動や地域の防犯活動に参加しましょう。
- ・日ごろのあいさつや交流を通して、隣近所とのつながりを持ち、いざという時に協力できる関係をつくりましょう。
- ・犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深め、その活動に参加しましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・自主防災組織の育成と強化、継続的な活動を図りましょう。
- ・災害時に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域の中で共有化を図りましょう。

【社会福祉法人・福祉団体など】

- ・自主防災活動の推進に努めましょう。
- ・市と災害時における協定を締結するなど、災害時の福祉避難所開設や人員・生活用品確保への協力を検討しましょう。

【自主防災組織】

大災害が発生した場合、さまざまな障害が重なり、公的な防災機関だけでは十分な消火・救出・救護活動ができないおそれがあります。この「いざ」というときに備え、地域の皆さんによる自主防災会が組織されています。

自主防災会とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の方々が連携し自発的に防災行動を行う団体（組織）のことをいいます。

自主防災会は日ごろ、（１）防災知識の普及啓発、（２）防災訓練や地域の防災安全点検の実施、（３）防災資機材の備蓄などといった活動を実施しています。そして、いざ災害が起きたときには、① 避難所運営、② 住民の避難誘導、③ 初期消火活動などを行います。

上尾市では、現在すべての自治会・町内会・区会で自主防災会が組織されており、全部で117団体あります。

災害発生前から、避難所班員（市職員）や施設管理者との3者で避難所運営会議の開催やマニュアルの整備、地域での避難訓練などを実施しており、住民一人ひとりに対する防災組織の啓発や防災訓練の実施による災害対応力の向上、また避難所を開設する際にスムーズな開設・運営ができるように準備をしています。



【災害ボランティア】

台風などによる風水害や地震などの災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、被災地の復旧・復興を支える重要な役割を果たしています。

上尾市では、令和元（2019）年東日本台風により、多数の世帯が被害を受けました。上尾市社会福祉協議会では、上尾市との協議を重ね、約1ヶ月の間災害ボランティアセンターを設置し、市内及び近隣市町村にお住まいの方をボランティアとして受け入れました（延べ621人）。平方上宿、南区を中心に計37ヶ所、延べ支援回数にして150回にわたり、濡れた家財などの運び出し・庭や家屋の掃除や泥かき・ごみの仕分けや運搬・床下の泥かきや掃除など、生活復旧のための活動が行われました。

上尾市社会福祉協議会では、いざというときに災害ボランティアセンターが機能するように、立上げ訓練を行うとともに、災害時に対応するボランティアを養成する講座の開催など、体制を整備します。





== 現状と課題 ==

◇ 地域で孤立している人を支援につなぐため、見守りが必要です

- ・全国では、複合化・複雑化した課題を抱えながら、社会的孤立状態にあるために支援の手が届かず、孤立死してしまうケースが発生しています。このような問題を発生させないことこそ、地域福祉が目指すことのひとつとなっています。
- ・本市でも、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者などが増加しており、孤立しやすい人が増えています。
- ・市民アンケート調査では、周囲や関係機関などに不安や悩みを相談できていないと答えた人が3.5%となっています。
- ・福祉関係団体や民生委員・児童委員のアンケート調査でも、困っていることを相談できない人や地域から孤立している人がいることが課題として挙げられています。こうした人を見守り活動を通じて早期発見することが必要です。
- ・高齢者や障害者と介護者、子育てで家族や親族から支援を得られない場合など、不安や悩みを抱える人が気軽に話をできる場を充実させることは、孤立化を防ぐために重要です。
- ・内閣府の調査では、全国のひきこもりの数は15～39歳では推計54万1千人、40～64歳では推計61万3千人とされています。このような状態にある人と社会とのつながりをつくり、社会参加に向けた支援をするため、アウトリーチ*を含めた支援を強化することが必要です。
- ・子育て中の保護者が孤立してしまうと、虐待につながるおそれがあります。悩み事を誰にも相談できず、孤立して、支援や助けが届きにくくなっている人を早期に発見し、見守る取組を強化していくことが必要です。

== 目指す姿 ==

見守り体制を充実するとともに、孤立を防ぐための訪問、問題を抱え込まないための場を整備することで、孤立する人のいない、安心して暮らせる地域を目指します。
虐待の早期発見、早期対応に努め、自分らしく暮らせる地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
上尾市見守りネットワーク加入企業数	155	169	福祉総務課
見守り協力員数	145人	200人	社会福祉協議会
若者相談における若者本人が相談した割合	50%	65%	子ども家庭総合支援センター
オレンジカフェ（認知症カフェ）参加人数	246人	維持	高齢介護課
ピアサポート講座参加人数	－（※）	30人	障害福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問面会率	92.6%	95.0%	健康増進課

（※）新型コロナウイルス禍で未実施

市の取組

（１）見守り支援の推進

取組	内容	担当
地域における見守り活動の促進	自治会・町内会・区会、民生委員・児童委員などと連携し、地域住民による高齢者世帯などの見守り活動の充実が図れるよう、活動を支援します。	高齢介護課
上尾市見守りネットワークの推進	地域全体で互いに助け合い、支え合うことで、誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、企業との協定や連携・協力による、「上尾市見守りネットワーク」の体制整備を推進します。	福祉総務課 高齢介護課
見守り支援サービスの充実	安否確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に、緊急通報するための機器の貸出や、徘徊する高齢者を在宅介護している人に、居場所を確認できる端末機の貸出を行います。	高齢介護課
配食サービスの推進	高齢者や障害者に対して、協力店が安否確認の見守りを兼ねて食事を提供するとともに、さまざまなサービスの周知を図ります。	高齢介護課
ふれあい収集の推進	ごみを集積所まで運ぶことが困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者や障害者を対象に、戸別収集と同時に安否確認を実施します。	西貝塚環境センター

(2) 孤立化の防止

取組	内容	担当
第1章 高齢者世帯の把握と支援	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施し、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制を進めます。	高齢介護課
第2章 認知症の人や介護家族への支援	オレンジカフェ（認知症カフェ）などにおいて、認知症の人や家族の地域とのつながりをつくるほか、家族の負担軽減を図り、一人で問題を抱え込むことを防止します。また、介護家族会や介護サロンなど、在宅で介護している家族の悩みや心配ごとを解消できる場を通じて、孤立化の防止を図ります。	高齢介護課
第3章 障害者・障害児と家族への支援	発達障害の親子同士の交流の場である発達障害児家族サロンや親子教室などの開催を通じて、子育てにおける悩みや不安の軽減を図ります。また、障害者がお互いに助け合う場であるピアサポート体制の充実を図ります。	発達支援相談センター 障害福祉課
第4章 子育て訪問支援の充実	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭などの支援に努めるとともに、親族から支援が得られない家庭、子育て支援施設に出向くことが困難な家庭に専門職員が訪問し、子育てに関する相談などの支援を行います。	子育て支援センター 子ども家庭総合支援センター 健康増進課
第5章 【重点項目】 ニート・ひきこもりへの支援	ニートやひきこもりの状態にある人とその家族が社会から孤立しないように、アウトリーチ支援を実施します。また、ニートやひきこもりの長期化を防ぐため、子どもと若者のための気軽に相談できる居場所づくりを進め、自立に向けた支援を行います。	子ども家庭総合支援センター
資料編 こころの不調を抱えた人と家族への支援	こころの不調を抱えた人のための相談事業のほか、その家族などが支え合うことができる交流の場を提供し、孤立して悩みを抱え込まないように支援を行います。	健康増進課
資料編 児童生徒と保護者への支援	不登校・いじめ・発達などに課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図るため、スクール・ソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援の充実など、社会的自立に向けた支援を行います。	教育センター

(3) 虐待の防止

取組	内容	担当
DVの防止	DV防止のため、成人及び児童生徒向けに意識啓発を実施するとともに、DVに関する相談・情報提供を推進します。また、国や県のほか、関係機関と連携し、DV被害者の安全確保と生活安定に努めるとともに、被害者の保護と支援を推進します。	人権男女共同参画課
虐待防止の周知・啓発	さまざまな情報媒体や「あげお市政出前講座」などを通じ、児童・障害者・高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図ります。	子ども家庭総合支援センター 障害福祉課 高齢介護課
児童虐待の防止	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、相談窓口の充実、見守りの周知を進めます。また、主任児童委員や家庭児童相談員をはじめとする関係機関と連携して、虐待予防を含めた子育て支援を図ります。	子ども家庭総合支援センター 健康増進課
障害者虐待の防止	障害者虐待防止センターにおいて、障害者の虐待通報や虐待に関する相談に応じ、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めるほか、権利擁護や虐待防止に関する啓発を行います。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	地域包括支援センターを含めた専門職による虐待事例の検討・情報共有を行い、対応力の向上を図ります。	高齢介護課
DV・虐待防止の連携強化	DV対策連絡会議や子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)など、庁内関係所属や関係機関との連携協力体制を強化し、DV・虐待の防止と支援に努めます。	子ども家庭総合支援センター 障害福祉課 高齢介護課 人権男女共同参画課 教育センター

社会福祉協議会の取組

取組	内容
多様な見守りによる孤立化防止	社協13支部による「あったか見守りサービス」を実施し、高齢者や障害者、その他見守りの必要な方及び世帯に対して、見守り協力が「訪問による見守り」のほか、「電話による見守り」「外からの見守り」など、多様な方法で安否確認を行うとともに、必要に応じて日常生活の支援を行い、在宅福祉の向上を図ります。

【市民】

- ・地域の人とのあいさつや声かけにより、ふだんから顔の見える関係をつくりましょう。
- ・日頃から地域の高齢者や障害者、子どもを見守りましょう。
- ・隣近所で異変を感じたら、関係機関へ相談しましょう。
- ・困りごと、悩みごとなど、何かあったら抱え込まずに誰かに相談しましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・民生委員・児童委員などと連携し、地域ぐるみで見守りを行いましょう。
- ・虐待などを未然に防ぐため、地域で異変に気づいたら、すぐに関係機関に相談しましょう。
- ・地域で支援を必要とする人がいる場合には、関係機関へつなぐなど連携しましょう。
- ・地域での孤立を防ぐため、自治会・町内会・区会などへの加入促進を図りましょう。

【民生委員・児童委員】

- ・自治会・町内会・区会や学校などと連携し、見守り活動に取り組みましょう。

【主任児童委員】

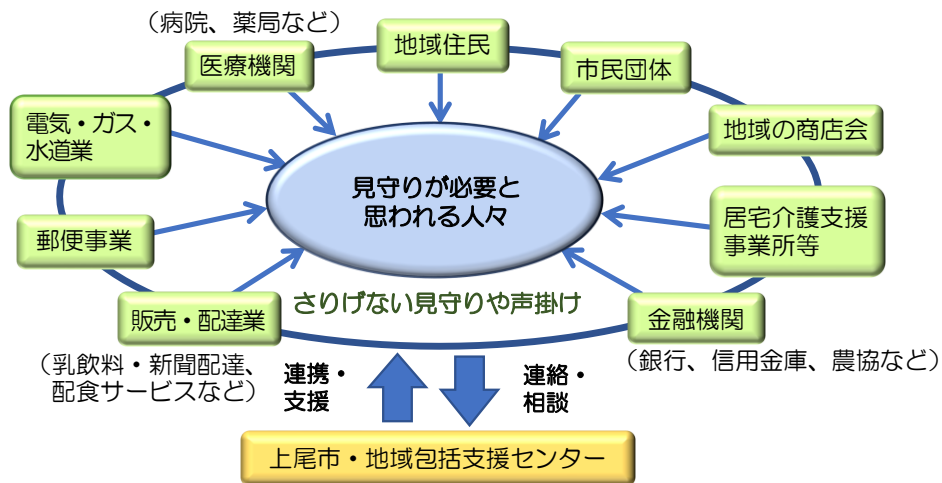
- ・学校や関係機関と連携し、虐待防止などに向けた見守り活動に取り組みましょう。

【法人・団体など】

- ・上尾市見守りネットワークに加入するなど、地域の見守り活動に参加しましょう。

【上尾市見守りネットワーク】

急速な高齢化の進展や高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の増加、団塊の世代の方々の高齢化などを要因とした、孤立死、振り込め詐欺、認知症高齢者の徘徊など、高齢者に関わるさまざまな問題が発生しているほか、虐待や地域コミュニティの希薄化などの問題も懸念されています。上尾市見守りネットワークは、地域住民や構成機関のさりげない見守り活動や声掛けによって、諸問題の早期発見や相談支援のきっかけをつくり、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくことができるように支援するものです。



【多様な見守りによる孤立化防止】

社会福祉協議会では、社協支部の協力により、全13社協支部にて「あったか見守りサービス」を実施しています。

この事業は、高齢者や障害者、その他見守りの必要な方及び世帯に対して、見守り協力員（ボランティア）が“かわらばん”などを定期的にお届けしながら、顔を合わせ、安否確認を含めた見守りを行っています。

また、直接顔を合わせずとも、“電話による見守り”や“外からの見守り（「郵便ポストがたまっていないか」「雨戸が閉まりっぱなしでないか」）”など、見守りの方法について、ご利用される方やご家族のご希望に対して、柔軟に対応しています。



基本目標3：誰もが役割を持つことができる地域づくり

取組6：支え合いの意識づくり



== 現状と課題 =====

◇ 交流の場、居場所による地域のつながりの強化が求められています

- ・近年の社会環境や人々の意識の変化の中、地域のつながりが希薄化し、近所付き合いなどによる支え合いの意識が弱まっています。地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域一人ひとりの地域福祉に対する意識を醸成することが必要です。
- ・隣近所や地域の人との声かけ、イベントや人々が集まる場での交流により、つながりをつくることも地域福祉の意識の醸成のために重要です。
- ・市民アンケート調査では、地域福祉への関心を持つ人は約69%で、前回のアンケート調査から増えていません。また、近所の人と親しい付き合いをしている人は約26%で、前回のアンケート調査に比べて約5ポイント減っており、近所とのつながりが希薄化しています。
- ・身近な地域の人に対してできる手助けや支援については、前回のアンケート調査に対してすべての項目で「できない」という回答が増えています。地域のつながりを強めるとともに、地域福祉への意識を醸成することが求められます。
- ・福祉関係団体と民生委員・児童委員へのアンケート調査でも、隣近所との交流、世代間の交流が少ないことが地域の大きな課題とされています。今後、地域で孤立する人を出さないために、地域のつながりを強化する活動に力を入れていくことが求められます。

== 目指す姿 =====

隣近所や地域の人々が、心だんからの声かけや交流によりつながり合い、助け合いや支え合いの意識が育まれ、多様な人々がお互いに尊重されながら暮らせる地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
近所付き合いについて「ほとんど(もしくはまったく)付き合いはない」 (市民アンケート調査：24ページ参照)	10.2%	減少	福祉総務課
地域活動やボランティア活動に現在参加している割合 (市民アンケート調査：26ページ参照)	15.6%	増加	福祉総務課
地域で取り組まれているサロンなどの活動数	75	増加	高齢介護課 社会福祉協議会
地域福祉懇談会参加人数	－ (※)	600人	社会福祉協議会

(※) 新型コロナウイルス禍で未実施

市の取組

(1) 地域福祉への意識の醸成

取組	内容	担当
啓発活動の充実	市広報や市ホームページ、「あげお市政出前講座」や公民館と連携した講座などにより、地域福祉やボランティア、子育て支援、多文化共生などについて啓発を図ります。また、「認知症サポーター」や「健康長寿サポーター*」など、各種サポーターやボランティアの養成講座を通じて、地域福祉の意識が高まることを目指します。	子ども支援課 福祉総務課 高齢介護課 健康増進課 市民協働推進課 市民活動支援センター 生涯学習課
ボランティア・福祉教育の推進	社会福祉施設などとの連携を図り、地域のつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。また、福祉体験や社会体験活動を通じて、社会奉仕や思いやりの心を育みます。	指導課

(2) 交流の場・居場所によるつながりづくり

取組	内容	担当
交流の場の充実（高齢者）	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」や、「老人だんらんの家」など、気軽に集まることのできる通いの場を確保します。	高齢介護課
交流の場の充実（障害者）	障害者施設や関係団体によるイベントを通じて障害者と市民の交流を図り、障害への理解を深めます。	障害福祉課
交流の場の充実（子ども・子育て）	子育ての不安を軽減できるよう、親子が遊びながら交流することができる親子教室などの場の充実を図ります。また、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」を整備し、地域にある子ども食堂*などの活動を支援することで、子どもの居場所づくりに取り組みます。	子ども支援課 子育て支援センター 発達支援相談センター 青少年課 健康増進課 生涯学習課
多文化交流の充実	外国人市民との共生を図るため、意識啓発を行うとともに、「あげおワールドフェア*」の開催などを支援し、外国人市民との交流や相互理解を深めます。	市民協働推進課
世代間交流の充実	青少年育成連合会や子ども会の事業を通じて、地域活動における多世代交流を図ります。また、学校応援団*の活動や授業における昔遊び・交流給食などにより、交流機会の充実を図ります。	青少年課 指導課
スポーツ・レクリエーションの充実	幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無を問わず、誰もがスポーツやレクリエーションに親しめるよう、スポーツ関連施設の維持管理、活動の活性化、関係団体への支援など、環境づくりに努めます。	障害福祉課 高齢介護課 みどり公園課 スポーツ振興課
交流の場の環境整備	公民館の活用、集いや憩いの場となる集会所や公園の整備のほか、地元団体と公園管理協定*の締結を図るなど、地域福祉活動の拠点となる場の提供や環境整備、維持管理に努めます。	福祉総務課 市民協働推進課 みどり公園課 生涯学習課
社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」の推進	市内の社会福祉法人が、地域団体や住民と連携して地域福祉の推進につながる取組を実施するよう、提案や働きかけを行います。	福祉総務課

社会福祉協議会の取組

取組	内容
ボランティア活動の広報・周知	ボランティア活動に関する理解と関心を深める活動を通じて、ボランティアへの理解と興味を高めるとともに、地域住民の福祉への意識の醸成を図ります。
福祉教育の推進	ふだんの暮らしの中の生活課題から福祉課題に気づき、そのことをさまざまな人と共に考え、実際に行動するための力を育むために、小中学校をはじめ、学校・企業・地域住民に対する福祉教育を推進します。
募金活動の推進及び社協会員加入の促進	寄付文化の醸成を推進し、福祉の財源を確保するために募金活動を進めます。また、自治会や町内会の会合などに参加し説明を行うことや、広報紙・社協ホームページ・SNSなどを活用して住民に各募金や社協活動の理解と周知を図り、募金や会員加入という形で地域福祉への参加を推進します。
ふれあい・いきいきサロンなどへ活動の支援	地域の住民同士が交流する場である地域交流サロンの立ち上げ、運営を支援します。また、サロンをはじめとする、地域の集いの場の情報を把握し、関係機関及び市民に対して発信し、つながりづくりの促進に努めます。
「地域福祉懇談会」の開催	地域福祉活動は、「すべての住民にとって望ましい地域づくりを、みんなが一体となって進めること」であり、生活福祉課題を協議し合い集約するための「地域福祉懇談会」を支部及び自治会などで開催します。
「地域福祉を考える集い」の開催	地域の課題を共有し、今後の地域福祉について考える機会とするために、「地域福祉を考える集い」を開催します。

地域で取り組んでみましょう

【市民】

- ・地域の中で顔を合わせる人とあいさつや声かけする関係をつくりましょう。
- ・地域で開催される福祉に関するイベントや講座、懇談会などに参加してみましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・大人も子どももあいさつできる地域をつくりましょう。
- ・地域行事などの開催を通じて、地域の交流や世代間の交流を図りましょう。
- ・地域で日常生活における課題や困りごとを話し合い、意見交換や情報を共有できる場を持ちましょう。
- ・集会所や公園など、自分たちで使う場所は自分たちで維持できるよう努めましょう。

【社会福祉法人など】

- ・施設の一部を開放するなど、地域の交流の場の提供に協力しましょう。
- ・施設の高齢者や障害者と地域住民の交流を目的とした祭りやイベントの開催など、地域福祉の向上を目的とした活動「地域における公益的な取組」の実施に努めましょう。

【地域福祉懇談会】

社会福祉協議会では、社協支部と共催で、生活福祉課題について協議し合い、集約する場として、地域福祉懇談会を毎年開催しています。

13の社協支部によって生活環境も違うため、それぞれの支部でテーマを決めて、話し合います。地域の中での困りごとについて、こうして集まり、話し合うことで、「実はこの地域に共通する問題だった!」と改めて気づくこともしばしばあります。現在、実施されている社協支部による「見守り」「助け合い」「集いの場」などの取組の多くは、地域福祉懇談会において話し合われ、事業化したものと言えます。



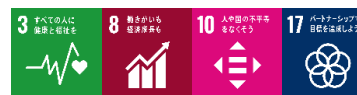
これまで年に一度、支部ごとに開催してきましたが、複数の支部では「より身近な範囲での話し合いが必要」と考え、自治会単位の開催を行い、日ごろ社協の活動に参加していない自治会の方なども含めて意見集約をする動きも出てきています。

今後は、小地域（自治会などの範囲）での開催を社協支部とともに支援及び推進し、必要な社会資源の把握及び開発に努めていきます。

上尾市では、地域住民が主体となり、地域における既存の活動把握と評価、必要に応じた課題解決及び新たな資源開発などを推進していく場を「協議体」と位置付けています。

地域包括ケアシステムの構築をしていく上で、上尾市が社会福祉協議会に業務委託する「生活支援体制整備事業」における協議体の機能が「地域福祉懇談会」と言えます。





== 現状と課題 ==

◇ 健康づくりなどをきっかけとしたつながりや生きがいづくりが期待されます

- ・国の推計によれば、令和元（2019）年の時点で 65 歳である人は、男性の 36%が 90 歳まで、女性の 16%が 100 歳まで生存するとされています。「人生 100 年時代」が近づいており、高齢者の健康維持や生きがいづくりの重要性が高まっています。
- ・一方、隣近所や地域との関係や世代間の関係が希薄化しており、生活の基盤となる地域社会とのつながりを十分に持てないでいる高齢者が増えているという社会課題も生まれてきています。
- ・市民アンケート調査では、健康づくりに関する情報を充実してほしいと思う人が、4 割以上となっており、健康への関心の高さがうかがえます。
- ・健康づくりについては、健康を向上させるだけでなく、活動をきっかけにつながりをつくることで、地域での生きがいを持った暮らしに結び付くことが期待されます。

◇ 地域福祉活動への支援と、深刻な福祉の担い手不足への取組が必要です

- ・福祉関係団体と民生委員・児童委員へのアンケート調査によれば、活動上必要な情報や活動についての PR、経済的な支援が望まれています。地域の福祉活動を活性化していくために、さまざまな支援をしていくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の中、地域で活動する団体が、感染拡大防止を図りながら活動を継続できるように、支援をしていくことが必要です。
- ・福祉関係団体と民生委員・児童委員へのアンケート調査によれば、後継者不足の問題が挙げられています。メンバーの高齢化、参加者の減少、リーダーが育たないといった問題が深刻化しています。
- ・市民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動へ「参加している」割合は 15.6% となっています。参加していない理由を見ると、参加方法がわからない、仲間がないなどが挙がっており、地域活動やボランティア活動へ参加するためのきっかけづくりが課題となっています。

== 目指す姿 ==

市民が交流や社会参加をしながら、健康や生きがいづくりに励み、自分らしく暮らせる地域を目指します。

さまざまな活動をきっかけにして、地域へ貢献する活動への関心が高まり、地域活動やボランティア活動に関わる人が増え、地域福祉活動が活発な地域を目指します。

指標

指標名	現 状	目 標	担当
	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	
健康マイレージ新規参加人数	1,056人	維持	健康増進課
健康長寿サポーター養成講座受講人数	119人	150人	健康増進課
ゲートキーパー養成講座受講人数	70人	100人	健康増進課
認知症サポーター養成講座受講人数	380人	500人	高齢介護課
地域の担い手育成講座受講人数（累計）	458人	700人	社会福祉協議会
ボランティア活動参加者数	4,316人	4,600人	社会福祉協議会

市の取組

(1) 健康・生きがいづくりの推進

取組	内容	担当
健康づくりの推進	各種健診の受診を促進するための周知や啓発活動を推進するとともに、健康・食事・運動に関する講座の開催や情報発信、定期予防接種による感染症のまん延防止など、市民の健康を守るための情報提供や啓発、迅速な対応に努めます。また、地域の集会所などで体操を行いながら高齢者の健康維持と交流を図ったり、ポイントを貯めながら楽しく健康づくりを行うことができる健康マイレージの普及啓発に努めます。	高齢介護課 健康増進課 保険年金課 スポーツ振興課
【重点項目】 フレイル予防・介護予防の充実	フレイルなど、地域の健康課題を把握・分析して、高齢者の健康づくりを支えます。また、高齢者が地域で健康に暮らし続けられるよう、アッピー元気体操などの介護予防を推進します。	高齢介護課 健康増進課 保険年金課
きっかけづくりの支援	定年を迎える人々が地域活動を始めるきっかけづくりとなるイベントや、市民活動団体を紹介する講座などを開催したり、市民活動・生涯学習の活動団体や情報について、市ホームページや情報紙、ガイドブックなどで提供し、きっかけづくりを支援します。	市民活動支援センター 生涯学習課
就労支援による社会参加の推進	シルバー人材センター、障害者就労支援センター、ハローワークなどと連携し、就労を希望する高齢者や障害者の社会参加を支援します。	障害福祉課 高齢介護課 商工課

(2) 地域福祉活動への支援

取組	内容	担当
自治会活動への支援	地域コミュニティの中核を担い、自主防災活動、環境美化運動の推進、市や地域の情報提供のほか、高齢者が楽しみながら参加できるイベントの開催や地域の見守り活動など、高齢者と地域社会のつながりを維持し、社会参加を促進する自治会・町内会・区会の活動を支援します。	市民協働推進課
民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、活動紹介や周知を行うなど、活動を支援します。	福祉総務課
通いの場への支援	地域で行われている「いきいきクラブ」や「老人だんらんの家」、サロン活動などの活動拡大や認知度向上を図り、活動を支援します。	高齢介護課
市民活動団体への支援	活動団体が自立するための支援や、相談・拠点探しの支援、交流会によるネットワークづくりなど、活動団体の活性化や継続した活動を図る支援を行います。また、地域課題を解決するため、市民活動団体と行政が協働して取り組む「協働のまちづくり推進事業*」を推進します。	市民活動支援センター
生涯学習団体への支援	学習拠点である公民館、人権教育集会所、学校開放施設などの環境整備に努めます。また、市民の学びの質の向上のため、情報提供や学習相談支援体制の充実を図ります。	生涯学習課
大学や事業者との連携促進	地域の課題解決、知的好奇心の向上や多様な学習機会の提供を図るため、大学や事業者との連携を促進します。	市民活動支援センター 生涯学習課
多文化共生活動への支援	上尾市国際交流協会(AGA)などの活動を支援し、「あげおワールドフェア」などの交流イベントの開催、日本語を母国語としない子どもへの日本語教室や学習支援を行う活動を支援します。	市民協働推進課
感染症に対する活動支援	正確な情報提供に努めるとともに、国のガイドラインに基づいた感染予防策や情報について、介護事業所や市民団体などが開催する通いの場などに周知し、運営を支援します。	高齢介護課 健康増進課
基金を活用した活動団体への支援	市民や法人・団体からの寄付金を積み立てた社会福祉基金を活用し、福祉に関する活動を行っている団体などに助成することで活動を支援します。	福祉総務課

(3) 人材の育成・活用

取組	内容	担当
自治会活動への参加促進	地域活動の新たな担い手を育成するため、自治会・町内会・区会と連携しながら情報発信・共有を図ることによりネットワークの活性化に努めます。	市民協働推進課
民生委員・児童委員の育成	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修などを通じて、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携などへの理解を深め、資質向上に努めます。	福祉総務課
活動する人材の確保	地域福祉活動やボランティア活動、市民活動への参加を促進するため、周知啓発及び関係機関と連携した担い手の育成を図ります。また、活動を通じて社会貢献や社会参加したい人に対して、相談会や団体とのマッチングを行うなど、人材の確保に努めます。	福祉総務課 市民活動支援センター
生涯学習ボランティアの育成	生涯学習の成果を地域で活かしたい人にまなびすと指導者として登録してもらい、講師として活躍できる場を増やし、その資質向上を支援します。	生涯学習課
サポーター・ボランティアの養成	「認知症サポーター」や「健康長寿サポーター」「ゲートキーパー」など、サポーターやボランティアを養成し、人材の育成に努めます。	高齢介護課 健康増進課

社会福祉協議会の取組

取組	内容
高齢者に対する健康の増進、教養の向上	老人福祉センター「ことぶき荘」の管理運営を行い、地域の高齢者に対して、健康相談などに応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどにより、健康で明るい生活を送っていただくため、利用者に親しまれるサービスの向上に努めます。
ボランティアセンターによるボランティアの参加促進	ボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、夏休みボランティア体験やフードドライブ*など、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア人口の増加を図ります。また、市民からのボランティアに関する相談に応じ、積極的に活動機会へのマッチングを図ります。
地域の担い手育成の促進	生活支援体制整備事業（市委託事業）として、第1層（市内全域）・第2層（社協支部圏域）において、講座などの開催により、活動者の参加促進に努めます。
ボランティアセンター登録団体の運営費補助と活動促進	ボランティアグループに対して、必要な資金の助成を行うことで、継続的なボランティア活動の維持及び活性化を図ります。また、ボランティアグループとの連携に努め、福祉施設や団体などからのボランティア依頼に対するマッチングを適切に行い、活動促進を図ります。
社協支部活動の推進及び支援	地区内の住民が主体となり、地区における地域福祉活動の増進を図るため、社会福祉関係者が参加・協力し、住民福祉の増進及び小地域福祉活動への啓発・支援を行います。

【市民】

- ・地域の行事やボランティア活動に関心を持ち、周りの人を誘って気軽に参加してみましょう。
- ・自ら学んだ知識や経験、自分が持っている技術や得意分野を生かした活動に参加してみましょう。
- ・自分の健康に関心を持ち、定期的な各種健診の受診、健康講座や運動教室への参加など、健康づくりに取り組みましょう。

【自治会・町内会・区会など】

- ・子どもから高齢者まで、多くの人に参加しやすい地域活動や行事の開催を図りましょう。
- ・地域行事への参加、各種団体などが実施するイベントや講座への参加を呼びかけましょう。
- ・地域の中で活動する団体との交流や連携を図りましょう。

【団体など】

- ・団体や活動内容についての情報発信に努め、団体活動への参加促進を図りましょう。
- ・他団体との交流や連携により、活動の活性化や担い手の育成を図りましょう。

【社会福祉法人など】

- ・持っている資源やノウハウを生かして、地域の健康づくりに協力しましょう。
- ・ボランティア活動希望者や大学などからの実習生を受け入れるなど、福祉人材の確保や担い手育成に努めましょう。

【フレイル予防】

◆フレイルとは…

「フレイル」は、英語の「Frailty (フレイルティ)」が語源で「虚弱」を意味し、加齢により心身の活力が低下した、健康と要介護の中間の状態を指します。「身体」「こころ」「社会性」が虚弱し、放置すると要介護状態となる可能性があります。早めに気づき、適切な取組を行うことで、健康に戻ることができるとされています。近年では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、多くの高齢者が外出（会話）しない、身体を動かさない、食事が偏るといった生活が続くことにより心身の機能が低下する、「コロナフレイル」としても注目されています。

◆フレイル予防事業

市では、令和3（2021）年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むため、フレイル予防事業を実施しています。高齢者に対する支援の内容は、フレイルリスクのある高齢者を対象とした「ハイリスクアプローチ」と、幅広い方を対象に通いの場などで行う「ポピュレーションアプローチ」に分かれて行います。「ハイリスクアプローチ」では、BMIが18.5以下や急激な体重減少など低栄養の可能性のある高齢者に着目し、栄養士による個別電話指導などを実施しています。また、「ポピュレーションアプローチ」では、市内3カ所の公民館で「学んで 気付いて 始めよう！フレイル予防講座」を開講し、栄養、運動、口腔（オーラルケア）について、栄養士、理学療法士、歯科衛生士などの専門家から直接、学ぶ機会を設定し、フレイル予防に対する意識啓発などを図っています。かつてない速度で高齢化が進むわが国では、介護に頼らず、自分の力で暮らせる「健康寿命」を伸ばし、一人ひとりがいきいきと輝くまちづくりの推進が急務となっています。市では、フレイル予防事業を通じて、市民の健康をサポートしていきます。



【ボランティアセンターによるボランティア活動への参加促進

～ “自分にもできる活動” を一緒に考えます！～

ボランティアセンターでは、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めていただくために広報周知を図るとともに、ボランティア活動の相談、登録、斡旋などを行っています。

地域活動などは、担い手不足と言われていますが、市民アンケートによりますと、地域活動などに参加していない理由として「勤務などの都合で機会がないから」「時間がないから」と回答された方が多くいます。

ボランティアをしたい方とボランティアを必要としている方とを結びつけるのが我々ボランティアセンターの役割です。



その一つが「夏休みボランティア体験」です。

ボランティア活動に興味・関心がありながら、なかなか参加の機会が得られなかった児童、生徒、社会人などにボランティア活動を体験してもらうものです。毎回、市内の福祉施設やボランティアグループなどの協力を得ながら、ボランティア活動の普及・啓発・育成を図っています。

また、日々のボランティア相談を受ける中でも、以下のような活動紹介のやりとりもありました。

市内に活動拠点がある子育て支援のNPO*法人では、子ども服の交換会を定期的で開催しています。

ご家庭において、子どもが成長して着られなくなった洋服を無料でお預かりし、交換会の場にて必要ご家庭へ無料でお渡しする活動を通して、子育て世帯の方々同士のつながりを築き、孤立を解消する地域づくりを目指しています。

そこではさまざまなボランティアを募集しており、「30分、1時間、当日でも、事前でも、できる時間でできることがあります！」と交換会の開催ごとに運搬、設営、洗濯ボランティアなど、さまざまな形での参加を募っています。

先日、ボランティアセンターを訪ねてきた学生に対して、この活動を紹介しました。「子育てのボランティア活動なんて、全然考えていませんでしたが、自分の都合に合う活動もあるんですね。相談してよかったです。」と空いた時間で設営のお手伝いをしたそうです。



ボランティアセンターでは、さまざまなボランティアグループの登録をいただいているほか、施設などとのネットワークもあります。ボランティア活動に関心を持った方が、できるだけ活動の機会が持てるように調整に努めます。

身近な範囲で誰もがつながり、支え合う地域づくり 社協 13 支部が自治会などと連携

社会福祉協議会（社協）とは？

社会福祉法第 109 条により規定された「地域福祉の推進を目的」とした団体で、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進しています。地域の中で起きているさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域の皆さんとともに考え、協議を行い、協力し合い解決を図ることを通して、住民主体の福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。

主な事業としては、住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行います。

組織の基盤強化として、適正な法人運営及び財源確保による安定した組織運営に努めるとともに、職員の研修や人材育成に積極的に取り組み、各種事業の円滑な推進を図ります。



上尾市社会福祉協議会が住民とともに目指す姿

隣近所や自治会などの生活エリア（範囲）において、
住民同士のつながりが豊かで、福祉力（互助力）が高い地域

上尾市社会福祉協議会では、上尾市との合同計画の理念「誰もがつながり支え合っ
て安心して暮らせるまち上尾」を受け、社協 13 支部が住民主体の原則に基づき、地域
住民一人ひとりが顔の見えるつながりを持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指し、
計画を推進していきます。

1. 四半世紀に渡り展開してきた、“社協支部”による住民福祉活動

上尾市社会福祉協議会では、昭和 54 年の法人化以降、「住民主体の原則」に基づき、
地域における福祉活動の推進に力を注いできました。民生委員・児童委員協議会の圏
域を基本とし、当時の公団を分け、12 の社協支部を設置して、地域の実情に即した住
民福祉活動を社協支部が主体となって実践を始め、今日に至っています（※平成 31 年度
に旧大石支部の分割により、13 支部となる）。

また、平成 5 年に第 1 次地域福祉活動計画を「住民の活動計画」として策定し、以
後市社協が地域の共通課題を考察し、重点事業として実施計画に示しながら、各社協
支部が「在宅福祉サービスの推進」「初期相談機能の設置」「住民懇談会（地域福祉懇
談会）の定期開催」「見守り事業の推進（配食サービスからあったか見守りサービ
スへ）」などを実践してきました。

これらの事業は“4本の柱”として集約されます。

2. 前計画（第5次地域福祉活動計画）における地域福祉の“4本の柱”

集いの場	<p>“つながり・支え合い”のきっかけとなるさまざまな交流の場 効果：身近な関係の構築の場、特技などが活かせる場、介護予防 など 主な取組：交流会、地域交流サロン、介護予防教室 など</p>
見守り	<p>“つながり・支え合い”を継続し、相談などへつなぐ機能 効果：異変の早期発見、困りごとの相談支援 など 主な取組：社協「あったか見守りサービス」、自治会などの見守り事業</p>
助け合い	<p>“つながり・支え合い”の具体的な支援機能 効果：困りごとの解決、特技などが活かせる場 など 主な取組：在宅福祉サービス、社協「あったか見守りサービス」など</p>
ネットワークの構築	<p>上記の3つの活動など、地域活動の中で浮かび上がる事象に対して、孤立化防止を目的にした「異変の早期発見」「個別課題の検討」「地域共通課題の把握及び解決」を実践する協議体的機能 主な取組：社協支部拠点における初期相談窓口、ケース会議、社協支部の各種部会、地域福祉懇談会 など</p>

3. 現在の地域課題から考察する住民主体の福祉コミュニティの範囲

改めて社協が取り組む住民福祉活動の意義と今後について考察します。

地域にお住まいの要援護者に対するサービスは、当然公共的福祉サービス（介護保険などの共助、生活保護などの公助など）の対応が必要なものと言えます。しかし、できる限り住み慣れたところで自分らしく暮らせることが住民一人ひとりの共通した“願い”であり、公的なサービスと住民同士の“つながり・支え合い”、いわゆる『互助』の両者があってはじめて豊かな在宅福祉となると考えます。

また、社協の使命は「当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、「自分らしく」暮らせる地域社会（=福祉コミュニティ）づくりを進める」ことです。その「自分らしく」暮らせる地域社会における自分たちの生活と、その基盤になる地域づくりを進めるのは、住民一人ひとりと言えます。

こうした住民主体の地域福祉を推進していくうえで、以下のようなさまざまな生活環境の変化が訪れていることから、効果的な実践の範囲(エリア)は、よりお互いの顔が見えるような小地域（自治会・町内会・区会など）であると考えられます。

- 全市的に進む急速な少子高齢化及び単身化
- 社協支部圏域の世帯構造の変化（1000世帯を超える事務区の増加あり⇒広い範囲での活動では困難）
- 災害時における近隣互助活動の重要性の再認識
 ※令和元年東日本台風発生時の平方地区での助け合い
- 市民の「地域」への認識度
 ※市民アンケート調査によると、回答者の半数以上が日常生活上の地域を「自治会など」と回答
 etc・・・

4. 身近な範囲で誰もがつながり、支え合う地域づくり

今後5ヶ年において、社協13支部が自治会などにより連携を深め、住民同士が身近な範囲でつながり、支え合う地域を目指し、福祉力（互助力）の向上を図ります。

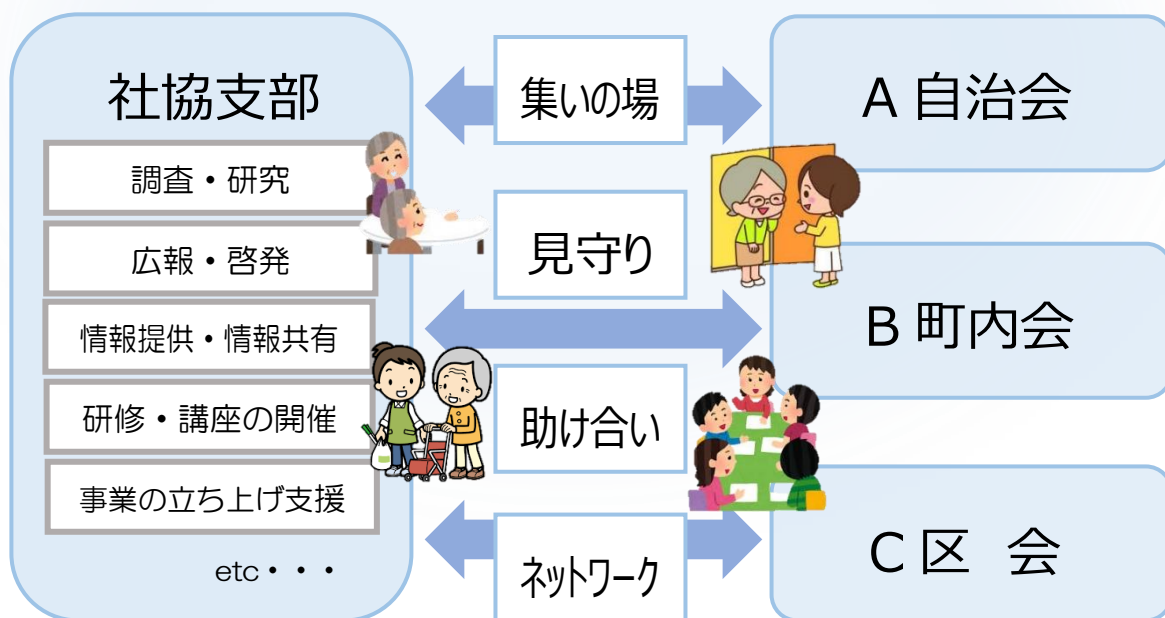
社協支部の役割を再構築



自治会などの範囲での
地域福祉の充実

社協支部が自治会などと**連携**！

「孤立者を一人も出さない！」



5. 前計画（第5次地域福祉活動計画）における課題点を踏まえて

身近な地域、つまり自治会・町内会・区会などの範囲での福祉の重要性については、実は前計画（第5次地域福祉活動計画）でも示していました。

しかしながら、前計画における実践目標は、一律に取組の「名称」や「仕組み」を提案し、その取組数の増加を達成目標とする計画となっており、住民側からすると負担感を感じてしまうものになっているのではないかと考えました。

各自治会などでは、「サークル活動」や「お茶飲み会」「夏祭り」「清掃活動」など、すでにさまざまな活動が行われていますが、こうした活動の中には、福祉的な要素が多分に含まれています。例えば、嗜好の合う仲間同士が集まる「サークル活動」で、いつも来るはずのメンバーがしばらく来ないと、心配になって連絡したり、様子を見に行ったりするものです。これは、福祉活動で行っている“見守り活動”そのものです。また、自治会などで行われる「夏祭り」は、“世代間交流の場”であり、“つながりの場”です。

このような、日頃無意識に行われている営みが福祉活動でもあると知ることができれば、福祉が決して特別なことではなく、身近な生活の中にあることに気が付きます。そして、そのような活動は地域における「お宝」と言えます。(福祉の見える化)

日常生活の中にある福祉的な側面を少し意識してもらうことで、つながりがより深くなります。すると、「異変をキャッチした時は、どこに相談したらいいの?」「隣の人がゴミ出し大変そう。何とかならないかしら。」などの気が付きが生まれ、その不安を解決する方法を考えたり、仕組みの必要性を感じたりするのではないのでしょうか。

他人の困りごとを“我がこと”として感じることでできる人が増えてくると、福祉力の高い地域に変わっていきます。(福祉の意識化)

こうした福祉の風土が醸成されることで、各自治会などで行われているさまざまな取組の活性化にもつながっていくと考えます。

社協支部と自治会などが連携し、こうした地域の「お宝」を発見しながら、住民一人ひとりに「福祉の見える化」と「福祉の意識化」を働きかけ、福祉力の高いコミュニティを構築していくことを目標としていきます。



いつもの活動もよく見ると、
『見守り』

『助け合い』など

支え合いの関係づくりの基盤に
なっていると言えます！



ふだんの暮らしの中で、紡いで
きた地域のつながりや伝統、
文化など…

共通認識とすることで
地域の福祉力がUP!

6. 活動の方法と役割

住民一人ひとりが、身近な範囲でつながり、支え合える地域づくりのために、以下の取組を行います。

社協支部の役割と具体的内容

イ) 調査・研究

・社協支部圏域の実態調査を行い、地域の共通課題を抽出し、具体的活動内容の例示
事例①) 大石東支部・大石西支部（旧大石支部） 支え合い活動推進マニュアルの作成
【※別紙資料参照】

ロ) 情報把握・情報共有

・支部圏域の自治会などの状況の把握及び、他地域における実践活動事例の情報共有
・サロン活動、助け合い活動などの情報交換の機会を設定
事例②) 社協上尾西支部 サロン情報交換会の開催 【※別紙資料参照】

ハ) 研修・講座の開催

・福祉委員などの社協支部関係者のほか、自治会などの役員など、幅広く参加を募り、地区の共通課題について研修する機会を設定
・住民の関心ごとを調査するとともに、福祉的視点で講座の開催

ニ) 広報及び啓発

・支部広報誌の発行を通じ、各自治会における福祉的な活動を取り上げ、住民に身近な活動であることを伝える

ホ) 事業立ち上げ支援（補完的機能含む）

・自治会などの具体的な支え合いの事業化に向け、立ち上げで必要となる支援を行う
・人材不足や活動環境など、自治会などでの具体的な互助活動が困難な場合、社協支部が支部圏域における生活支援の事業を実施し、補完する
事例③) 社協原市支部 地域のちいさなたすけあい 【※別紙資料参照】

ヘ) 支部拠点の開設（福祉相談・地域連絡所）

・自治会や各種団体など、支部、市社協との連携のための連絡調整などを行う
・住民の福祉問題に関する話を聞き、「緊急性を要する事」「関係機関につなぐ事」「悩みや話を聞きとる事」などの対応を行う
事例④) 社協13支部 コーディネーターによる支部拠点活動 【※別紙資料参照】

市社協の役割

・支部担当職員を各社協支部に配置します。
・支部が実施する事業の企画や運営を支援します。
・支部が実施する事業経費とその財源確保方法について、素案提示や助成を行います。
・支部及び各自治会などが住民福祉活動を推進するための活動費などの財源確保に努めます。
・市や関係機関と連携し、専門家や情報などを支部につなげ、協働体制を構築します。
・支部の活動拠点について、整備・運営などの課題を市と協議していきます。
・支部及び各自治会などによる実践活動を、広報紙やSNSなど、広く住民に周知し、住民の理解を促します。

事例① 大石東支部・大石西支部（旧大石支部）の取組



支え合い活動推進マニュアルの作成

旧大石支部の分割

市街化区域である東側と荒川沿いの西側では生活環境も異なり、より地域の実情に応じた、よりきめ細やかな住民福祉活動を推進するため、地域性に応じた東側・西側に分割した社協支部の設置が平成31年度の支部総会の承認を得て決定しました。以後大石東支部、大石西支部として活動中です。

旧大石支部では、懇談会などの実施について、大石地区全体を対象として実施していましたが、参加者数が大きくなりすぎて交流が困難になっていたことなど、これまでの支部の実施活動を振り返りました。その結果、地域福祉にかかわる事業は身近な範囲で行うことが対象者にとって望ましいと考え、自治会単位での実施を社協支部が積極的に支援する方向性を見出しました。

支援の具体的な方法として、県内外の先進的な事例の現地調査などを踏まえて、大石地区に適した方法を検討した結果、平成29年3月に各自治会が福祉活動を容易に取り組めるようなマニュアルが完成しました。

事例② 上尾西支部の取組



動画・画像による実際のサロンの様子をお互いに鑑賞

サロン情報交換会の開催

サロン活動とは・・・



地域を拠点に、住民とボランティアとが共同で企画し、内容を決め、運営していく楽しい仲間づくりの活動をいいます。また、定期的なふれあいを通じて、地域住民同士のきずなを深め、支え合う地域づくりの活動として、住民の福祉意識の向上も期待されます。

上尾西支部では、自治会などのサロン活動者の皆さんが日頃の活動について情報を交換・共有し、これからの活動に活かしていただくことを目的として、定期的に情報交換会を行っています。人材不足やプログラム作りに苦心するなど、日頃の課題や工夫している点について意見交換するほか、専門機関との連携で効果的なレクリエーションを紹介してもらうなど学習的な要素も含めて実施しています。



事例③ 原市支部の取組



原市第七区の助け合いの様子

地域のちいさなたすけあい



原市支部では、「要支援の方や認知症の方は、特別な方ではなく人生の数歩先を歩む住民の一人」との考えのもと、平成29年度から『地域のちいさなたすけあい』事業をスタートしました。具体的には、ごみ出しや買い物など、日常生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者などのニーズに対応するために、11の町内会ごとに助け合いの組織化を図り、令和2年3月に、すべての町内会にて「助けあい活動」が立ち上げられ、現在も活動中！



事例④ 社協13支部の取組



見守り利用者に電話で安否確認する様子（大谷支部）

コーディネーターによる支部拠点活動

主な業務

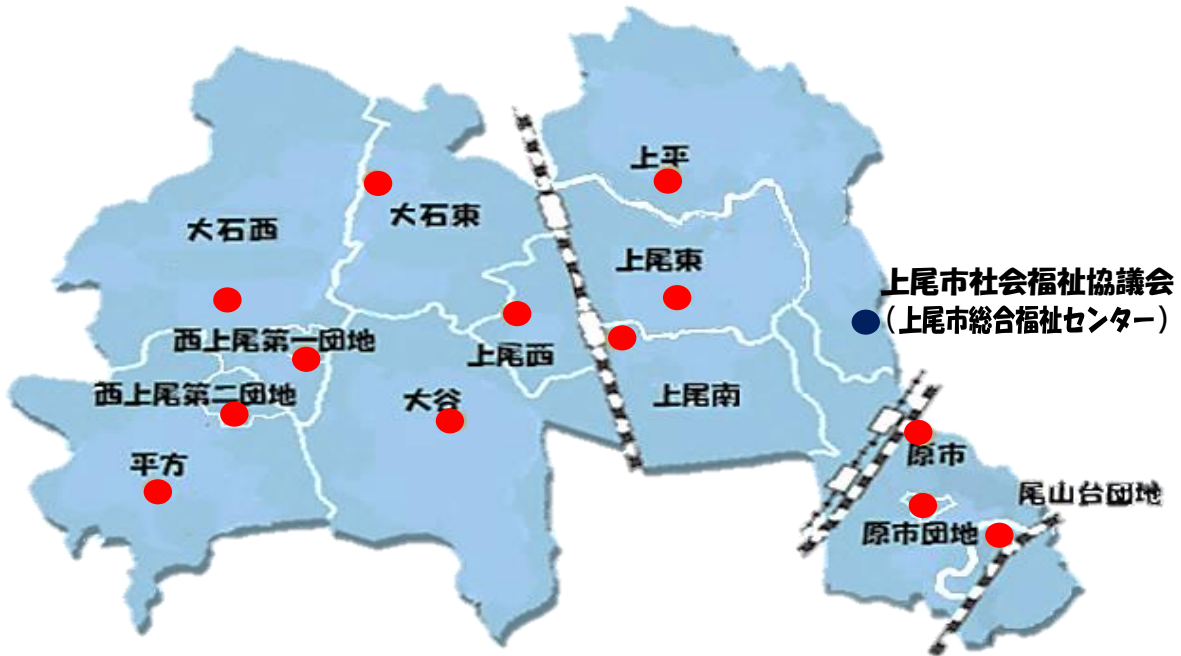
- ・見守り活動のボランティア調整
- ・初期相談受付（地域の身近な相談所）
- ・支部の事務局
- ・自治会などとの連携 など

社協13支部は、福祉委員、理事、役員、監事、コーディネーターなどにより組織されており、各種団体（上尾市自治会連合会及び連絡会、民生委員・児童委員協議会、各種福祉関係団体など）から選出された方々から組織される合議体となっています。

各支部には拠点が設置されており、各社協支部から推薦され、市社協が委嘱した方が、コーディネーターとして拠点到常駐しています。支部の事業推進及び、自治会などとの連携において、実務面で中心的な役割を担っています。



社協 13 支部拠点と上尾市社会福祉協議会



拠点名	住所	電話番号
上尾東支部拠点	二ツ宮 750 文化センター内	776-6015
上尾西支部拠点	柏座 4-2-3	775-0919
上尾南支部拠点	柏座 1-1-15 プラザ館内 2F	776-7808
平方支部拠点	平方 1713-1 平方支所内	726-3747
原市支部拠点	原市 3241 原市支所内	722-2084
大石東支部拠点	小泉 9-28-1 大石公民館内	782-0355
大石西支部拠点	畔吉 178 自然学習館内	781-1011
上平支部拠点	上平中央 3-31-5 上平公民館内	771-7344
大谷支部拠点	向山 3-2-8 向山サポーターセンター内	781-2280
原市団地支部拠点	原市 3336 原市団地 4-19-102	723-0396
尾山台団地支部拠点	瓦葺 2716 尾山台出張所別館	723-9260
西上尾第一団地支部拠点	小敷谷 845-1 自治会事務所内	726-8051
西上尾第二団地支部拠点	小敷谷 77-1 自治会事務所内	726-8016
上尾市社会福祉協議会	平塚 724 番地上尾市総合福祉センター内	773-7155

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編